

第2回 伊万里市農業委員会会議

- 1 日 時 令和8年2月3日(火)
開会 15時00分
閉会 15時50分
- 2 場 所 伊万里市役所 大会議室
- 3 出 席 13名
- 4 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	渕上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	欠
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 2番 山口 光壽

9番 渕上 幸雄

5 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	土井 清隆	農地係長	末吉 亜紀
書記	江口 隆星		

6 その他出席者

なし

7 付議事項

議案第4号	農地法第5条の申請について
議案第5号	農地法第3条の申請について
議案第6号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について
議案第7号	農用地利用集積等促進計画〔農地売買等特例事業〕について

8 報告事項

報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第5号	農地等の形質変更届出について
報告第6号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について
報告第7号	農地法第2条第1項「農地」に該当するか否かの判断について

9 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は11番 副島 敏和委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 山口 光壽委員、9番 瀧上 幸雄委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について</td> <td>通年 24件 借受者の変更 1件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農用地利用集積等促進計画〔農地売買等特例事業〕 について</td> <td>公社への売渡 1件 公社からの買受 1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第4号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第5号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第6号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用 届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第7号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について</td> <td>2件</td> </tr> </table>	議案第4号	農地法第5条の申請について	7件	議案第5号	農地法第3条の申請について	9件	議案第6号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について	通年 24件 借受者の変更 1件	議案第7号	農用地利用集積等促進計画〔農地売買等特例事業〕 について	公社への売渡 1件 公社からの買受 1件	報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件	報告第5号	農地等の形質変更届出について	1件	報告第6号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用 届出について	1件	報告第7号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について	2件
議案第4号	農地法第5条の申請について	7件																							
議案第5号	農地法第3条の申請について	9件																							
議案第6号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について	通年 24件 借受者の変更 1件																							
議案第7号	農用地利用集積等促進計画〔農地売買等特例事業〕 について	公社への売渡 1件 公社からの買受 1件																							
報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件																							
報告第5号	農地等の形質変更届出について	1件																							
報告第6号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用 届出について	1件																							
報告第7号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について	2件																							
議長	<p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の申請についてですが、4番については、〇〇委員が利害関係人となる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退出していただきますので、4番を先に審議し、残りの2番から3番及び5番から8番について、4番の後審議したいと思います。それでは、〇〇委員、退出をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退出)</p> <p>それでは、議案第4号 農地法第5条の申請 4番について事務局から説明をお願いします。</p>																								
事務局	<p>議案第4号 4番についてご説明します。</p> <p>議案は2ページ、4番になります。</p> <p>図面は13ページから17ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p>																								

事務局	<p>譲受人が宅地分譲とするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>4番については以上です。</p>
議長	<p>それでは4番については、担当委員からの説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>3枚の田んぼを111区画に分けて宅地分譲するとのことでした。周りは住宅地で、生活排水は下水、雨水は川に流すということで特に問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし> 特に無いようですので、4番の農地法第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付し、県へ進達します。 〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第5条の申請 2番から3番及び5番から8番まで事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案は1ページ、2番になります。 図面は1ページから6ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、3番になります。 図面は7ページから12ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、5番になります。 図面は18ページから21ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が車庫として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、6番になります。 図面は22ページから27ページです。</p>

事務局	<p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、7番になります。 図面は28ページから31ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が通路等として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、8番になります。 図面は32ページから38ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が特定建築条件付売買予定地として使用するための申請です。 農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。 議案第4号 については以上6件です。</p>
議長	<p>それでは2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>住宅用敷地として申請されています。家の前の畑ということでの申請でした。北側、西側は宅地、南側は市道に面しており、東側は雑種地となっており、雨水は既存の側溝に流し、生活排水は下水に接続ということで計画されています。周りに農地は全くないため、問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>以前に駐車場として転用申請されていましたが、今回取り下げて、一戸建ての一般住宅としての申請です。周りに農地もありませんので問題ないです。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	<p>車庫を建てたいということでした。土地の測量、分筆をされて今回に至ったということです。排水、雨水は西側の市道の溝に流すということですので周りに影響ありませんので問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>一般住宅を建てるということです。南側は市道、東側は里道で、生活排水は里道の方に流し、雨水は地下浸透ということでした。周りに問題はないです。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>自分の農地に行くために近道を作りたいということです。問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、8番について担当委員より説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>8番について御説明します。</p> <p>特定建築条件付売買予定地ということで申請されています。</p> <p>排水計画については、雨水は申請地に新設される水路を経由して申請地東側の河川に放流する計画。生活排水についても合併浄化槽から雨水と同じ排水経路で放流する計画となっております。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの同意もありましたし、私も問題ないものと思っています。</p> <p>8番の御説明については以上になります。</p>
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請6件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付し、県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 5 号 9 件について御説明いたします。</p> <p>議案は 4 ページから 6 ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第 5 号 については以上 9 件です。</p>
議長	<p>議案第 5 号 について議案の 4 ページから 6 ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第 5 号 農地法第 3 条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の利用権設定の通年 2 4 件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の 7 ページから 1 1 ページに農用地利用集積等促進計画書を、1 2 ページから 2 0 ページに明細書を掲げております。 借受人が 1 1 名、貸付人が 2 3 名で、面積は田が 6 1, 8 5 4. 4 m²、畑が 1 4, 8 7 6 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは議案に記載しているとおりです。</p> <p>議案第 6 号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業等] の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業等]の借受者の変更 1 件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] の借受者の変更について御説明いたします。</p> <p>議案は 2 1 ページになります。 地区農地流動化計画の変更に伴う借受者の変更です。 農用地利用集積等促進計画書を 2 2 ページに掲げております。</p> <p>報告第 6 号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] の借受者の変更については以上 1 件です。</p>

議長	<p>議案第6号 農用地利用集積計画[農地中間管理事業]の借受者の変更について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第6号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の借受者の変更 1件については申し出のとおり決定します。続きまして、議案第7号 農用地利用集積等促進計画 [農地売買等特例事業] 公社への売渡 1件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 公社への売渡について、御説明します。</p> <p>議案の24ページに明細書を、25ページに農用地利用集積等促進計画書を掲げております。</p> <p>こちらは12月の委員会であっせん委員を決定した件について、あっせん調整が成立しましたので、今回、農業公社へ売り渡す内容、となっています。所有権移転を行う農地は田が1筆 2,514㎡となっております。議案第7号 公社への売渡については以上です。</p>
議長	<p>議案第7号 農用地利用集積等促進計画 [農地売買等特例事業] 公社への売渡 1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第7号 農用地利用集積等促進計画 [農地売買等特例事業] 公社への売渡 1件について申し出のとおり決定します。続きまして、議案第7号 農用地利用集積等促進計画 [農地売買等特例事業] 公社からの買受 1件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 公社からの買受について、御説明します。</p> <p>議案の26ページに明細書を、27ページに農用地利用集積等促進計画書を掲げております。</p> <p>こちらは先ほど承認をいただいた議案第7号 農用地利用集積等促進計画 [農地売買等特例事業] 公社への売渡について、農業公社から買い受ける内容となっています。所有権移転を行う農地は田が1筆 2,514㎡となっております。議案第7号 公社からの買受については以上です。</p>
議長	<p>議案第7号 農用地利用集積等促進計画 [農地売買等特例事業] 公社からの買受 1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第7号 農用地利用集積等促進計画 [農地売買等特例事業] 公社からの買受 1件について申し出のとおり決定します。議案についての審議は以上になります。続きまして、報告事項に移ります。</p>

議長	報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第4号 について御説明します。 議案は28ページになります。 2件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。 報告第4号 については以上です。
議長	報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、報告第5号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第5号 について御説明します。 議案の29ページ 3番になります。 図面は39ページから41ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 嵩上げをして、玉葱を作付け、畑として利用するための届出です。 報告第5号 については以上です。
議長	3番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	残土を利用して嵩上げをし、畑として利用するとのことでした。
議長	報告第5号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第6号 について御説明します。 議案は30ページ、1番になります。 図面は、42ページから46ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が休憩室として使用するための届出になります。 報告第6号 については以上1件です。
議長	それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	小さな休憩室をつくるということでした。雨水は県道側の側溝へ排水し、後は地下浸透とのこと、問題はないです。
議長	報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

議長	特に無いようですので、続きまして、報告第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>報告第7号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、31ページになります。</p> <p>1番から2番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第7号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第2回農業委員会会議を閉会します。</p>

